

一般競争入札公告

沖縄県中部福祉事務所が発注する業務用自動車の賃貸借契約について、一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

令和7年5月13日

沖縄県中部福祉事務所長 大城 順次

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 業務用自動車賃貸借契約
- (2) 契約の内容 車両の賃貸借を行う。詳細については、入札説明書及び仕様書による。
- (3) 使用の本拠地又は保管場所 沖縄県沖縄市美原1-6-28
- (4) 契約期間 契約車両3台 令和7年6月1日から令和11年5月31日まで
- (5) その他 この競争入札にかかる契約(以下「本契約」という。)は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3及び沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づく長期継続契約であり、前記1(4)の契約期間に関わらず、本契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本契約に係る県の歳入歳出予算に減額又は削除があった場合は、本契約を解除する。

2 一般競争入札参加資格要件

本件に係る入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 沖縄県内において本社または支社、支店、営業所等を有すること。
- (2) 過去2年以内に官公庁と同等規模の車両賃貸借契約の実績を有すること。
- (3) 車両の故障等緊急時に、迅速に対応できること。

3 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当する者及び同条第2項各号に該当する者で、知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- (2) 競争入札参加資格登録申請書の提出期限の日から入札の日までの間において、沖縄県の指名停止又は指名除外の措置を受けた者
- (3) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者
- (4) 次に掲げるものに該当するもの
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力(以下「暴力団体等反社会勢力」という)
 - イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体
 - ウ 法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属するものがあるもの

(5) 県税に関し滞納があるもの

4 入札参加資格の申請方法等

この競争入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接若しくは書留郵便で下記(3)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、申請書等の関係様式は、沖縄県公式ホームページに掲載する。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加資格確認申請書(第1号様式)
 - イ 法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
 - ウ 過去2年以内において官公庁と同等規模の車両賃貸借契約実績を証する書類(同種・ど契約の実績(第2号様式及び契約書写等))
 - エ 県税に関し滞納がないことを証する書類(納税証明書)
 - オ 財務諸表(直近の決算報告書、貸借対照表、損益計算書等)
- ※イ及びエについては、申請時点で公布から3か月以内のものに限る(写し可)。

(2) 提出期限

令和7年5月23日(金曜日)の17時必着(直接持参又は簡易書留)

※直接提出の場合、土日祝日を除く午前9時から午後5時の間に持参すること。

(3) 提出場所及び問い合わせ先

沖縄県中部福祉事務所生活保護班 第1班 屋比久

〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1-6-28

電話番号(098)938-9709 FAX番号(098)938-9789

E-mail yabikush@pref.okinawa.lg.jp

5 資格審査結果の通知 資格審査結果は、電話又は書面(ファックス含む)により通知する。なお、入札に参加できないと通知された者は、通知日の翌日から起算して5日以内に、書面をもって契約担当者に対して説明を求めることができる。

6 資格の有効期間 この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

7 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 使用印鑑
- (5) 電話番号

8 資格の取消し等

- (1) 入札参加の資格を有する者が3に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

9 入札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年5月28日(水) 14時～
- (2) 場所 沖縄県中部福祉事務所会議室

10 入札保証金

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則(昭和47 年沖縄県規則第12 号)第100条の規定により、見積る契約金額(税込み)を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部を免除する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を数回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

11 入札の無効次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印章又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合又はその他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
- (9) 委任状を持参しない代理人が行った入札

12 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再入札を行う。入札回数は3回(1回目の入札を含む。)までとする。

- (4) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格を入札した者と随意契約の交渉を行うことがある。

13 最低制限価格

最低制限価格は設定しない。

14 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上に相当する額の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 過去2箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は本県若しくは本県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を数回以上締結し、これらを全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

15 入札に関する質問

質問がある場合は、質問書(第3号様式)に質問事項を記載の上、以下のとおり提出する。質疑事項がなければ提出不要とする。

(1) 質問期限及び方法

ア 期限 令和7年5月21日(水) 17時

イ 方法 質問書(第3号様式に記載の上、上記4(3)にファックスまたはメールにて提出

(2) (1)に対する回答

ア 期限 令和7年5月26日(月)

イ 方法 沖縄県公式ホームページの当該入札公告ページに掲載する。個別の回答は行わない。

16 その他

- (1) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及び入札書並びに契約条項等を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札に代理人が参加する場合は、本人の委任状を当日提出すること。
- (3) 入札に参加する者は、一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日提出すること。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (5) 当該公告等に定めがない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則に定めるところによる。